人口動態（昭和42年8月1日現在）

総人口	18,543人		
内		男	8,535人
		女	10,008人
世帯数	3,628戸		

7月中の移動

出生	37人	男	23人
		女	14人
死亡	11人	男	7人
		女	4人
転入	79人	男	35人
		女	44人
転出	76人	男	20人
		女	56人

発行　額田郡幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　あいち印刷KK

広報こうた

No. 151　昭和42年8月15日

商工だより

一、特別講演会
とき　八月二十四日午後二時
ところ　幸田町商工会
講師　服部宏巨先生
議題　商店経営について
備考　多数のご参加をお待ちしています。

二、税務相談日割表
とき　八月十八・二十三・二十五日
毎日午後一時～五時まで
講師　税理士　鵜山一男先生
記帳指導員　稲吉保氏

"さあ今日から安全だ!!"

横断歩道橋完成

緊急交通安全対策事業の一つとして、幸田町大字大草地内の国道二四八号線を通学する児童の安全を守るため、横断歩道橋を作る工事が、さる六月一日から始められその後工事は順調に進みこの八月十日完成しました。

当日は現場において各般にご尽力くださったかたがたや地元関係者約五十人の列席のもとに渡り初め式が行なわれました。神主のお払いのあと岡崎土木事務所長および岡崎警察署長が五色のテープを切り続いて参列された来賓とともに、よい子らが交通安全の小旗を手に渡り初めをしました。

なお、歩道設置工事も九分どおり完成し、この地域の児童が安全に通学できる日も間近です。

（完成した歩道橋）

◎　◎　◎

選挙管理委員会
委員長に川口安一氏

今後四年間本町の選挙管理委員会委員として活躍して頂くかたは八月一日付の本紙で紹介いたしましたが、八月七日はつの委員会で委員長、委員長代理が当選されましたのでご紹介いたします。

委員長　川口安一氏（大草）
委員長代理　有馬茂男氏（三菱）

ごあいさつ

幸田町選挙管理委員会
委員長　川口　安一

このたび、はからずも不肖私、皆さんのご支持により選挙管理委員長に選任されました。もとより私は浅学非才でありその器ではありませんが、ここに選任されました以上は微力ではありますが全力を傾けて誠心誠意職務を果す覚悟でございます。どうかよろしく皆さんのご指導とごべんたつを賜りますようお願いいたします。

「正しい選挙は正しい民主政治の基盤である」政治のよしあしが私たちの日常生活、毎日のくらしに直接関係をもつので、これを思うとき、知るとき実にその責任の重大さを感じました。今後は大いに自重し、勉強して明るく正しい選挙の推進に努力いたす決意を新たにするしだいであります。なにとぞ皆さんのご協力を心からお願い申しあげます。

〈八月の歴史〉

1日明治二七年清国宣戦布告
3日大宝元年大宝律令制定
6日昭和二〇年広島に原爆投下
8日昭和二〇年長崎に原爆投下
10日和銅元年日本で初めて硬貨製造
12日明治二五年君が代国歌となる
15日昭和二〇年終戦記念日
22日明治三六年初めて電車運行

災害を受けたときは税の優遇措置がとられる

昔から"災害は忘れるところにやってくる"といいますが、最近では台風・集中豪雨が毎年のように日本本土の何れかにやってきて、猛威をふるいます。

ところで、このような災害を受けたときは、税金を免除してもらったり軽減してもらうことができます。

これには二つの方法があります。まず、所得税法に決められている「雑損控除」から説明しましょう。これに当てはまる条件はその人の所得が問題になりますが、その年の所得の一割を越えるだけ住宅や財産に損害があると当てはまるのです。

そしてその損害を所得から差し引くようになっていますが損害が一年分の所得より多いときは翌年から三年間にわたって繰り越して差し引くことができます。

もう一つは災害減免法によるものです。

この条件は、災害で住宅や財産に半分以上の被害を受け、しかもその年の所得が二百万円以下でなければいけないことになっています。

そして、所得によって次のように三つの段階で税金が軽減されます。

一、各種の所得の合計額の見積額が一〇〇万円以下の場合――申告納税見積額の全部免除
二、一〇〇万円を超え一五〇万円以下の場合――同半分免除
三、一五〇万円を超え二〇〇万円以下の場合――同四分の一免除

以上が雑損控除と災害免除法の税金の軽減方法です。

不幸にして災害に会われたときは、まずあとかたずけをおすませいただき、このほかに申告や申請の期限も延長されますし、納税の猶予もされますので、税務署へお出かけになり、ご遠慮なくお尋ねください。

岡崎税務署

◇　◇　◇　◇

交通事故にあわれたかたへ
交通事故相談のごあんない

交通事故にあわれたかたが損害賠償などの予備知識がないばかりに、相手につけこまれたり示談を他人まかせにしたばっかりに少ない賠償金で泣きねいりしたという例がよくあります。

一、市町村や県ではこのようなことのないように交通事故にあわれたかたの相談相手となって正しい事後措置をお教えしたり関係の援護機関へ斡旋したりいたします。
二、交通事故にあわれましたらまず市役所や町村役場の窓口でご相談ください。
三、交通事故により死亡・重傷・後遺症など大きな被害を受けられたかたやその家族のかたは「愛知県交通事故相談所」（愛知県庁西庁舎一階電話名古屋〈[illegible]〉[illegible]二一一一）で相談を受けてください。
四、愛知県交通事故相談所では交通相談員と弁護士が相談に応じてくれます。相談日は次のとおり交通相談を行なっております。
(イ)交通事故相談員による相談日　月曜日～金曜日午前九時より午後四時まで。土曜日は十二時まで。
(ロ)弁護士による法律相談日　月曜日・水曜日・金曜日午後一時～四時。
いずれも祝日は除きます。
五、交通事故の相談は「無料」ですからお気軽にご利用ください。

▲カロチン・ほうれん草やにんじんなどの黄緑野菜の色素は、カロチンといって、からだの中にはいるとビタミンAに変わる性質があります。ところがカロチンは案外吸収されにくいので油類といっしょにとるとB12が加えられて吸収がよくなります。B12が多いレバーとこまつな・にらなどを油でいためて食べるとたいへん効果的です。

『道路を守る月間運動』

8月1日から国道建設に関する行事の1つとしてこの月間運動が全国的に実施されています。

道路交通の著しい発展に伴い道路について多大な関心が寄せられている現在、道路環境を整備し交通の安全をはかり道路を広く美しく使用するため皆んなそろって次のことを守りましょう。

○ごみ、土砂、タバコのすいがらなどを道路に捨てないこと。
○側溝の土さらいをして路面排水をよくすること。
○路上に突き出た竹木等の伐採をすること。
○道路をみだりに自動車、自転車、農機具、材木、商品等の置場、作業等に使用しないこと。
○車輌の積載土砂をこぼし、道路を汚損したり過重積載して道路を著しく損傷しないこと。
○道路法面埋立等官民界の不明なときは所定の手続きをすること。
○通行人、運転手ともに交通法規を守り交通安全に気をくばること。

推進標語
「みんなの力できれいな道路」
「道路をまもって交通安全」
「笑顔で通るきれいな道路」

"通行止のお知らせ"

次の場所は道路改良工事のため全面通行止になっております。

一、場所　芦谷字仲田地内　仲田開渠
一、道路名　町道幸田六栗線
一、期日　八月一日より八月三〇日まで
一、う回道路　(イ)県道小島幸田線　(ロ)県道幸田蜂豆線

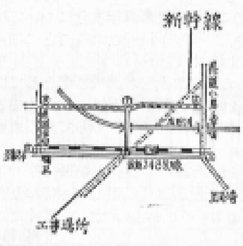

戸籍移動

（出生）

出生児	父	区名
松田　忠行	茂男	岩瀬
杉浦三代枝	勘彌	須美
羽生　貴子	明石	岩堀
三浦　陽子	高伸	坂崎
星野三奈子	等	芦谷
鳥居　靖久	学	大草
村越　浩幸	雪男	海谷
手嶋千佳子	光好	野場
柴田　好司	清司	坂崎
越山　正之	卓司	六栗
神谷　徹	健次	坂崎
稲吉　成生	幸雄	荻
清水　昌樹	登	岩瀬
鈴木　祐二	勝二	野場
仲吉　孝徳	晴孝	六栗
左右田揚河子	米二	野場
川口　光幸	幸雄	高力
志賀真由美	強	岩瀬
平松　敏伸	国二	大草
小田　章夫	清	岩堀
山本　雅典	信義	長根
堀尾　歩	勝彦	坂崎
杉浦　繁	時男	久保田
鈴木　基弘	勝男	岩堀
山本　良一	二三	永野
川口　龍司	進	高力
鈴木　良明	林	鷲田
斉藤　真澄	元造	坂崎
稲吉　陽子	幸弘	横落
黒川　憲二	洋一	六栗
小野田悦子	哲	岩瀬
芝原めぐみ	靖	六栗
比永　勝也	正二	岩堀
福田　聡子	米藏	高力
小松　賢	理英	六栗
梅村　範子	研英	芦谷
篠原　隆幸	義人	六栗

（死亡）

死亡者	年令	世帯主	区名
山本　静江	44才	正行	岩瀬
浅井富三郎	70才	巳逸	須美
磯部萬次郎	85才	辰夫	大草
高井　貞治	80才	本人	幸田
柴田　好司	1月	圭吾	坂崎
本田　彦助	78才	芳雄	岩瀬
岩瀬　とら	64才	義明	里
池田　義一	73才	克己	岩堀
小林　とり	82才	千賀	荻
稲吉　マツ	76才	千實	荻
山本己之助	73才	本人	岩堀

!!県営住宅入居者募集!!

このたび愛知県住宅管理課において県営住宅の入居者募集を次のとおり行なっております。なおこれは昭和42年10月1日から12月31日までの3ケ月間にできる空家に対する入居者を募集するもので、幸田町内では六栗住宅の第一種、第二種各2戸づつとなっております。ご希望のかたは役場土木課までお問い合せください。

1. 申込資格
現に同居する親族があり、住宅に困窮していることが明らかな者で、法でいう収入が第一種において2万円を越え3万6千円以内で、第二種においては、2万円以下。
2. 申込用紙交付期間
昭和42年8月10日（木）から
昭和42年8月25日（金）まで
3. 申込用紙交付場所
各市町村役場

※　申込受付は直接愛知県建築部住宅管理課において、昭和42年8月21日から8月26日までの6日間行なうこととなっておりますので間違のないよう提出してください。

無縁墳墓の改葬についてお知らせ

次の場所に、町内在住者のかたで墓地がありましたら連絡してください。

一、墓地の所在地
葉栗郡木曽川町大字玉の井字辻西四十二番地
二、理由
都市計画街路事業施行のため
三、届出期日　昭和四十二年九月十日
四、届出場所
幸田町役場　保健衛生課

永久選挙人名簿の登録をお忘れなく

公職選挙法の改正により、いままでおこなって参りました選挙人名簿の登録方法がガラリと変り、毎年選挙資格申請書を提出して頂いておりましたことも、選挙があるごとに調製して参りました補充選挙人名簿制度も廃止になりました。

それではどう改正になったかと申しますと、昨年六月に「選挙人名簿調製に関する一斉調査」を実施いたしましたが、その調査の結果選挙権の資格のあった人は永久選挙人名簿に登録された訳でございます。

永久選挙人名簿に登録された人は死亡・転出・その他の失格事項がない限り本町に選挙権があり、いままでのように毎年・申請・縦覧・異議申立てのようなわずらわしいことが無くなりました。

次にこれから成人になり、また、転入によって本町に選挙権のできた人はどうなるかと申しますと毎年三月一日と九月一日までに永久選挙人名簿の登録手続をした人について三月三十日と九月三十日に登録することになっています。

でありますから次に該当される人は、お忘れなく選挙管理委員会（役場内）に申し出て登録手続をとってください。

一、申し出のできる人

◎日本国民であること。

◎年令満二〇年以上に達した人（昭和二十二年八月一日以前に生れた人）

◎本町の区域内に住所を有する者で、永久選挙人名簿に登録されていない人。

二、申出方法および申出期限

◎申出は本人または家族の人、もしくは郵送でなければ受付いたしません。

◎申出はいつでもできます。（ただし九月一日までに申出た者は九月三十日に登録する）

◎申出用紙は役場の受付にあります。印鑑を持参して申出てください。

（注）

○新たに選挙資格のできた人は以上のように申し出をしないと選挙権はあっても投票はできません。

○くわしいことは選挙管理委員会（役場総務課）へお尋ねください。

―テレビをみましょう―

テレビが急速に家庭に普及したこの10年間、青少年にたいする悪影響や、一億総白痴化論などさまざまな問題が提起され論議されました。しかし、いつのまにか、テレビは、わたしたちの生活の中に大きな位置を占めるようになりました。そこで、わたしたち視聴者が受身でテレビを見ず、積極的に番組を選んで、評価し、みる態度を決める。つまりテレビを生活の中で生かして利用すること。これもうちじゅうそろって1日30分間テレビを見る運動がねらっていることの一つです。

番組紹介

農事番組・特殊教育番組

いろいろな職業にたずさわっておられるかたがたに、そのしごとに必要な知識や技術をおつたえする番組もたくさんあります。

農業問題をいろいろな面から掘り下げる「明るい農村」や「農業教室」などの農事番組、生きた企業経営の実態や中小企業のありかたについて考える「これからの中小企業」などの産業番組がそれです。

また、社会的にめぐまれない境遇にあるかたがたのための特殊教育番組にもとくに力をそそいでいます。

いま日本で、盲・ろう・肢体不自由・精神薄弱など、特別な教育をうける必要のあるこどもさんは120万人います。

こうしたこどもさんたちのための

「テレビろう学校」「テレビ特殊学級―たのしいきょうしつ」などのほか、テレビの「ことばの治療教室」ラジオの「精神薄弱児のために」「盲人の時間」

など、心の〝へき地〟を開放する有意義な番組が、教育テレビ、ラジオ第2放送にそろっています。

うちじゅうそろって

1日30分間テレビをみましょう

ベトナム難民に『かや』を寄付

幸田町未亡人会
吉田町軍恩婦人会

皆さんが新聞、テレビで聞いておられますベトナム戦争で家を焼かれ、村を追われた難民が日ましにふえ現在七〇万にのぼる人々が仮の収容所で悲惨な生活を送っています。これらの犠牲者に日本赤十字は広範な救援活動を行なってきましたが、今度現地の要望により日本の「かや」が非常に役に立つから是非送ってほしいということで皆さんにお願いしましたところ、暖いお気持がこめられた「かや」が相当数まとまりましたので、さっそく南ベトナム赤十字に送りました。

みなさんの「かや」がベトナムの人々に非常に感謝されていることと思います。未亡人会、軍恩婦人会のかたがたのご援助に対し深くお礼申し上げます。

幸田町勤労者協議会だより

例年のとおり本協議会は、きたる八月二十日（日）午後一時より町営プールで水泳大会を開きます。当日は賞品もたくさん用意してありますから、夏の一日をご家族おそろいで多数ご参加ください。

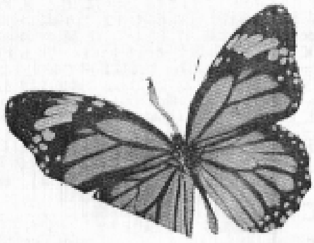

法人町民税

均等割税率改めらる

さきの地方税法改正により、幸田町では、税条例の一部改正を行ない法人町民税の均等割税率を改めた。法人町民税は、幸田町内に事務所または事業所のある法人が納付するものでこれまで均等割税率は一率年額2千円であったものを次のように改めることになりました。

○資本金または出資金が千万円をこえる法人および保険業法に規定する相互会社　年額4,000円

○上記に掲げる法人以外の法人　年額2,400円

なお、この改正税率は、昭和42年6月1日以後に終了する事業年度分から適用されますが同年5月31日以前に終了した事業年度分については従前の税率が適用されることになっております。

また、法人税が課税標準として課される**法人税割税率は、**これまでどおり **百分の8.9でかわっておりません。**

法人町民税の申告と納税は事業年度終了後2ケ月以内となっております。申告の際は、充分ご留意ください。

（税務課）

福祉年金（母子・老令・障害）証書を交付します

本年五月・六月中において福祉年金の証書を提出されましたかたにお知らせいたします。

福祉年金受給権者（母子・老令・障害）に証書を交付いたしますから先にお手もとに渡してあります国民年金証書保管書および証書捺印の印かんを必ず持参のうえ受領してください。

△証書交付日割表

交付月日	部落名
八月二十八日（月）	坂崎、長嶺、久保田、大草、高力
八月二十九日（火）	岩堀、鷲田、野場、永野、須美、桐山
八月三十日（水）	市場、海谷、里、逆川、上六栗、六栗
八月三十一日（木）	芦谷、幸田、荻、三菱、横落、新田

△交付場所　幸田町役場受付係

。テレビ・ラジオの豆知識

トランジスターラジオにはこんな注意を……

トランジスターラジオの電池の消費量は、音の大きさに左右されることをご存知ですか。

大きな音で聞くほど電池は長もちしません。また、きのうまでよく聞こえていたトランジスターラジオが、きょうは全く聞こえないという経験をお持ちのかたもいらっしゃるでしょう。こんなときはほとんどの場合、前の日にスイッチを切り忘れてしまっています。音をしぼったからと思って安心していても、スイッチを切り忘れていると、ラジオは夜中じゅう働きっぱなしで電池を消耗するのです。聞かなくなったら忘れずにスイッチを切る習慣をつけましょう。

それからトランジスターラジオは、長い間聞きっぱなしにするよりも、時々休めて聞いた方が電池が長もちしてお得です。

なお電池の自然放電もあるから長く使わないときには電池を抜いておきましょう（NHK）

死者のみよりをさがす運動

自　昭和四十二年八月一日
至　昭和四十二年八月三十日

警察では変った死にかたをして身許のわかっていない不幸な仏のみよりをさがす運動をおこなっております。自殺をするといって家出した人、家出して音信のない人の中には不幸にして亡くなっておられるかたがあるかも知れません。

もしや……とお思いの家族のかたひとりで心配をなさらずにぜひ一度警察へおこしください。たくさんの顔写真や手配書を準備してお待ちしております。なお期間中つぎのとおり相談所が設けられますからご利用ください。

△常時相談所

とき　八月一日から八月三十日まで

ところ　愛知県警察本部鑑識課

食費を減らしていませんか？

「くらしと食事」をテーマに婦人会の婦人学級はじまる。

八月四日九時より中学校の図書館で婦人会の婦人学級が開講されました。

これは文部省の依嘱によるもので、「わたしたちのくらしと食事」をテーマに四十二名の学級生が三月まで、食事とくらしの実態調査をしながら勉強することになりました。指導は県教育委員会、保健所、農業改良普及所、で町の婦人会が運営するものです。

住民結核健康診断および予防接種実施表

昭和42年8月
幸田町役場

住民結核健康診断およびツベルクリン検査

月日	実施場所	時間	区域	該当数
8月21日（月）	坂崎農協支所	午前10.00～12.00	坂崎	281
	長嶺公民館	午後1.30～3.00	長嶺	98
	久保田公民館	午後3.30～5.00	久保田	62
8月23日（水）	大草農協支所	午前10.00～12.00	大草	280
	高力公民館	午後1.30～3.30	高力	147
	[illegible]カントリークラブ	午後4.00～5.00	[illegible]カントリ	
8月24日（木）	鷲田公民館	午前10.00～12.00	鷲田・岩堀	154
	[illegible]公民館	午後1.30～3.30	[illegible]	[illegible]
	[illegible]公民館	午後4.00～5.00	[illegible]	[illegible]
8月28日（月）	[illegible]	午前10.00～12.00	幸田	[illegible]
	芦谷公民館	午後1.30～3.00	芦谷	[illegible]
	荻谷公民館	午後3.30～5.00	荻	130
8月29日（火）	野場公民館	午前10.00～12.00	野場	[illegible]
	永野公民館	午後1.30～3.00	永野	98
	新田公民館	午後3.30～4.30	新田	
8月30日（水）	桐山公民館	午後3.30～5.00	桐山	78
	上六栗公民館	午後1.30～3.00	上六栗	94
	六栗公民館	午前10.00～12.00	六栗	[illegible]
8月31日（木）	海谷公民館	午前10.00～12.00	海谷	136
	[illegible]	午後1.30～4.00	里	[illegible]
9月4日（月）	市場農協支所	午前10.00～12.00	市場	225
	逆川公民館	午後1.30～3.00	逆川	48
	[illegible]	午後3.30～4.30	[illegible]	35
9月5日（火）	[illegible]公民館	午前10.00～12.00	[illegible]	80
	[illegible]	午後1.30～2.30	[illegible]	
	保健センター	午後5.30～7.30	[illegible]	

ツベルクリン検査およびBCG接種

月日	実施場所	時間	区域
8月23日（水）	坂崎小学校	午後2.00～3.00	坂崎 長嶺 久保田
8月25日（金）	[illegible]小学校	午後2.00～3.00	大草 高力 [illegible]カントリ
8月28日（月）	保健センター	午後2.00～3.00	[illegible] [illegible] [illegible]
8月30日（水）	[illegible]小学校	午後2.00～3.00	幸田 芦谷 荻
8月31日（木）	[illegible]公民館	午後2.00～3.00	野場 永野 新田
9月1日（金）	上六栗公民館	午後2.00～3.00	桐山 上六栗 六栗
9月2日（土）	[illegible]	午後2.00～3.00	海谷 里
9月6日（水）	[illegible] [illegible]	午後2.00～3.00 午後3.30～4.00	市場 逆川 [illegible]
9月7日（木）	[illegible]公民館 [illegible] 保健センター	午後1.30～2.30 3.00～3.30 4.00～5.00	[illegible] [illegible] [illegible]

（注）1　[illegible]レントゲンを受けてください。
2　[illegible]ツベルクリンの[illegible]を受けることになっていますから[illegible]
[illegible]受けてください。
3　[illegible]ツベルクリンの[illegible]を受けてください。

お詫び

八月一日号の選挙管理委員会委員の選挙に関する記事の内委員の年令を次のとおり訂正します。

川口　安一　六十三才
有馬　茂男　五十二才
稲吉茂次郎　五十六才
神取　寿雄　六十二才